

生活に困っている方のために

1. 生活費の援助

- 生活保護……………70
- 就学援助……………70
- 廃棄物処理手数料の減免……………71
- 住居確保給付金……………71

2. 貸付制度

- 生活福祉資金貸付制度……………73
- 緊急生活援護資金貸付……………76

●●生活保護—国・市

生活保護は、生活に困窮している方々に対して、生活保護法にもとづいて、最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。福祉事務所では、相談・申請を受け、その世帯の最低生活費を生活保護基準にもとづき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費として支給し、自立のための支援を行います。

■生活保護の基本的要件

生活保護は、その方の資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることから、生活保護受給中は、次のような努力をしていただきます。

- (1) 働ける人は能力に応じて働いていただき、収入を得る努力をしてください。
- (2) 世帯の財産で活用できるものは、暮らしのために活用してください。
- (3) 年金、手当など他の制度を受けられるものはすべて受けてください。
- (4) 親、子ども、兄弟姉妹などの支援を受けられる場合は受けてください。
- (5) その他、暮らしに役立つものがあれば活用してください。

◆相談・受付の窓口◆ 社会福祉課生活福祉係

電話 042-555-1111 内線 117～119

●●就学援助—国・市

就学援助は、市内に在住していて小中学校に通うお子さんがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支出が困難な場合に、学用品費などの援助を行う制度です。

■内 容

学用品費、校外活動費など

■申請方法

電子申請または学校教育課学務係に申請書を提出してください。

◆受付の窓口◆ 教育委員会学校教育課学務係

電話 042-555-1111 内線 358

●●廃棄物処理手数料の減免―市

生活保護受給世帯の方に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

<市指定収集袋（ごみ袋）の交付>

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…申請を忘れてしまった場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）110枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）30枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

対象者であることを証明できる書類

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

<粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除>

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係

電話 042-555-1111 内線 222・204・205

●●住居確保給付金―国・市

経済的に困窮し、住居を喪失、またはそのおそれのある方に、家賃補助、転居費用補助を行います。申請には、生活自立相談窓口での面談が必要です。

<家賃補助>

離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失したか、住居を喪失するおそれのある方について、就職活動の支援を行うとともに、有期（原則3か月）で家賃相当額（上限額あり）を支給する制度です。

■内 容

3か月を限度とし（状況により延長の可能性あり）、市から不動産仲介業者等の口座に、家賃相当額（上限額あり）を直接振り込みます。

受給期間中は、常用就職（期間の定めのない労働契約または6月以上の労働契約による就職）を目指し、市役所やハローワークでの定期的な面接相談、求人先への応募などを行う義務があります。

■条 件 次のすべてに該当する方

- ①離職、やむを得ない休業などにより経済的に困窮し、住居を喪失したか住居を喪失するおそれのあること（賃貸住宅などに入居している方）
- ②離職等の日から2年以内であること、または、給与等を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること
- ③離職等の場合は離職等の日において、やむを得ない休業等の場合は申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していた、または維持していること
- ④世帯の収入合計額が一定額以下であること
- ⑤世帯の預貯金、現金等の合計額が一定額以下であること
- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦申請する方及び同一の世帯の方が類似の給付などを受けていないこと
- ⑧申請する方及び同一の世帯の方が暴力団員でないこと

＜転居費用補助＞

離職や同一の世帯の方の死亡などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したか、住居を喪失するおそれのある方について、家計の改善に向けた支援のため、転居費用相当額（上限額あり）を支給する制度です。

■内 容

転居先の住宅に係る初期費用等について、市から不動産仲介業者等の口座に直接振り込むか、申請者の口座等へ支給するか、経費内容に応じていずれかの方法で支給します。

■条 件 次のすべてに該当する方

- ①離職や同一の世帯の方の死亡などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したか住居を喪失するおそれのあること
- ②申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④世帯の収入合計額が一定額以下であること
- ⑤世帯の預貯金、現金等の合計額が一定額以下であること
- ⑥家計に関する相談支援において、家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦申請する方及び同一の世帯の方が類似の給付などを受けていないこと
- ⑧申請する方及び同一の世帯の方が暴力団員でないこと

◆受付の窓口◆ 社会福祉課庶務係

電話 042-555-1111 内線 107

2 貸付制度

●●生活福祉資金貸付制度—東京都社会福祉協議会

①福祉資金・教育支援資金

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。

※利用目的が明確でない場合は貸付けできません。

※生活費や借金の返済等に資金を使用することはできません。

■対象者

都内在住で、下記のいずれかに該当する世帯で、他機関からの借入れが困難な場合かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯

低所得世帯	世帯の収入が一定基準を超えない世帯 (詳細はお問い合わせください)
障害者世帯	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方の属する世帯
高齢者世帯	日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属し、世帯収入が一定基準を超えない世帯

■内 容

【福祉資金】

技能習得、出産・葬祭、負傷・疾病の療養、住居移転、就職支度、障害者用自動車等にかかる費用

【教育支援資金】

高等学校、専門学校、大学等の授業料および入学金の費用

■その他

- ①貸付資金により対象世帯が定められています。
- ②民生委員による相談支援活動が伴います。
- ③申込みから資金交付までに最低でも1か月以上かかります。
- ④貸付要件、貸付上限額、返済期間、保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

②緊急小口資金―東京都社会福祉協議会

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする貸付制度です。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活および返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた「貸付対象理由」に該当する場合に対象となります。

■対象者

(1) 低所得世帯であること

これまで生計を維持してきた世帯であり、世帯の収入が基準以下であること
(収入基準については、お問い合わせください。※毎年改定されます。)

(2) 緊急かつ一時的に生計維持が困難な状況であること

(3) 返済(償還)が可能な見通しが立つこと

■内 容

(1) 貸付限度額 100,000円以内の必要額(1,000円単位)

(2) 無利子

(3) 据置期間 2か月 返済期間 12か月以内

(4) 連帯保証人 不要

(5) 返済方法 原則として口座引落しで月賦返済

■その他

①貸付時の審査により貸付できない場合があります。

②必要書類や手続きについてはお問い合わせください。

③申し込みから資金交付までに最短でも5日(営業日)かかります。

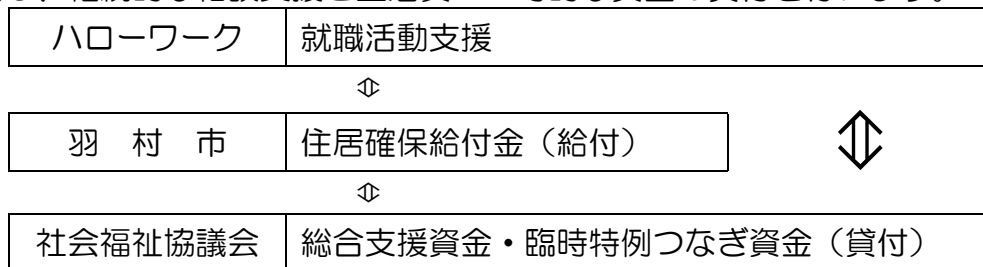
④5万円を超える貸付を必要とする場合には条件があります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

③総合支援資金―東京都社会福祉協議会

日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、ハローワーク、羽村市と連携し、継続的な相談支援と生活費・一時的な資金の貸付を行います。



■対象者

①失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯

②貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業等による支援を受けるとともに、貸付後の継続的な支援を受けることに同意している世帯

■内 容

種 別	資金の目的	
生活支援費	生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費	・就職活動期間の生活費 ・再就職後に返済することを考え、支出の見直しも行う ・負債の返済費用は対象外
一時生活再建費	生活再建をするために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用の貸付	・生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用、家具什器費等 ・住居確保給付金申請者の場合の家具什器費等 ・公共料金滞納の場合の支払い費用 ・現在居住している住居の更新料
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶ為に必要な経費	・敷金・礼金 ・入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費 ・その他入居に必要な経費 ・運送費

■条 件

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
 - ②借入申込者の本人確認が可能であること
 - ③現に住居を有していることまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤実施主体が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
 - ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ※他にも貸付により自立が見込まれる世帯の要件がありますので、お問い合わせください。

■臨時特例つなぎ資金

住居の無い離職者を支援する公的給付制度、公的貸付制度の申請が受理されている方に対し、当該給付金・貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けます。

■その他

貸付要件、貸付限度額、返済期間、保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

④不動産担保型生活資金—東京都社会福祉協議会

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

■対象者

- （１）借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯（同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。）
- （２）世帯の構成員が原則として65歳以上

- (3) 単身世帯、夫婦のみ世帯（親が同居する世帯を含む）
- (4) 低所得世帯（生活保護世帯および公的資金借入中の世帯は原則として対象外）

■対象不動産

- (1) 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（集合住宅は不可）
- (2) 賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていない不動産

■その他

貸付限度額、利率、連帯保証人、その他詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

⑤要保護世帯向け不動産担保型生活資金—東京都社会福祉協議会

自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、自宅を担保に生活資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援し、生活保護制度の適正化を図ることを目的とする貸付制度です。

※要保護状態：この制度を利用しなければ生活保護の受給が必要であると、福祉事務所が認めた状態をいいます。

借受人が死亡した後、原則としてその自宅を売却して貸付金を返済していただきます。そのため、推定相続人は担保となる自宅を相続できない可能性があります。

■対象者

- (1) 借入申込者および同居の配偶者が65歳以上の世帯
- (2) 福祉事務所が要保護状態にあると認めた世帯

■対象不動産

- (1) 評価額500万円以上の不動産（集合住宅を含む）
- (2) 借入申込者が単独で所有していること
（同居の配偶者と共有している場合、配偶者が連帯借受人となること）
- (3) 住宅ローン等の担保になっていないこと

■その他

貸付限度額、利率、連帯保証人、その他詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

●●緊急生活援護資金貸付—羽村市社会福祉協議会

低所得世帯で緊急な出費を要する場合に、一時的な生活費を貸付けます。民生委員の協力を得て経済的な自立に向けた指導援助を行います。

■対象者

羽村市に住民登録されている世帯で、資金の償還が可能な世帯主

■内 容

緊急な出費に対する貸付（原則5万円以内）

■条 件

- ①市内に居住する保証人1人が必要です。
- ②居住地区の民生委員による意見書が必要です。

■利 子

無利子

■申込み

窓口にお越しのうえ相談してください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304